尾鷲市　会計年度任用職員募集要項

【　募　集　内　容　】

募　集　職　種	事務補助員（パートタイム）
採用予定人数	２名
採　用　期　間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日
受　験　資　格	・地方公務員法第１６条に定める欠格条項に該当しない方（※１） ・パソコンのソフト（ワード、エクセル）の操作が可能な方 ・普通自動車免許を有する方
勤　務　場　所	(ア)　須賀利センター (イ)　須賀利コミュニティーセンター
勤　務　内　容	事務補助（パソコン入力作業・受付業務等）
勤　務　時　間	１日　６時間勤務（午前８時３０分から午後５時１５分の間の６時間） ※勤務の都合により時間外勤務があります。
報　　酬　　等	月額　１５１，５８７円 ※今後の給与改定により報酬額に変動がある場合があります。 ※会計年度任用職員として同職種に従事していた場合に限り、前歴加算があります。（上限有り） ※諸手当として、地域手当・通勤手当・期末勤勉手当・時間外勤務手当等があります。
保　　険　　等	地方公務員共済法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。
休　　日	土・日・祝及び年末年始（１２月２９日～１月３日） このほか、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（夏季休暇・忌引き休暇等）等があります。
備　　考	※１　地方公務員法第１６条 （欠格条項） 第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【　試　験　】

試　験　日　時	令和８年１１月１３日（金）　午前９時５０分開始（受付時間　午前９時３０分～午前９時４５分）
応募手続き	・履歴書（横書、自筆、写真添付）一通 ・ハローワークの紹介状 ・その他受験資格を証明できる者（運転免許証）
試　験　内　容	面接試験、作文・簡易なパソコン操作の確認 ※ただし、令和２年度以降に尾鷲市又は尾鷲市教育委員会の会計年度任用職員として勤務したことがある者で、同職種を受験する場合は、作文・簡易なパソコン操作の確認は免除
試　験　場　所	尾鷲市役所　３階
受　付　期　限	令和８年１１月５日（木）　午後５時まで
書類提出先	尾鷲市役所　総務人事課　人事係

○応募に関する問い合わせ先　　〒５１９－３６９６　尾鷲市中央町１０番４３号
尾鷲市役所　総務人事課　人事係　　☎０５９７－２３－８１１２